

島根原子力発電所2号機に関する状況等について

島根原子力発電所2号機に関する状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 第5回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について

- (1) 日 時 令和4年6月5日（日）13：00～13：20
- (2) 場 所 島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）国際会議場
- (3) 出席者 県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長
- (4) 議事内容

①島根原子力発電所2号機に関する島根県の考え方について

○知事発言要旨

- ・島根原子力発電所2号機の再稼働判断にあたっては、住民説明会等での意見、関係自治体の意見、島根県議会の意見などを踏まえ、熟慮を重ねた結果、現状においてはやむを得ないと考え、再稼働を容認する。
- ・中国電力株式会社に対しては、安全協定に基づく事前了解を行うこととし、経済産業大臣には、中国電力株式会社へ島根原子力発電所2号機の設置変更許可に係る事前了解を行った旨を回答する。
- ・中国電力株式会社及び国への回答にあたっては、県として必要な事項を要請する。

【中国電力及び国に対する県の要請事項】 資料1

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求める要請については、様々な意見がある中で、3市の意見が県の再稼働判断に反映されるよう知事・3市長会議を開催してきた。また、経済産業省に対し、原子力発電所の再稼働判断に立地・周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設を要請することとしている。

中国電力株式会社に対しては、立地自治体と同様な安全協定の締結を求めるという周辺自治体の意見を伝えたうえで、要請事項としては「関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと」としている。

②意見交換

○出雲市長発言要旨

- ・知事は、我々の考えを踏まえて判断いただいたと考えている。
- ・将来にわたり中国電力株式会社との関係が続くなかで、本市としては、立地自治体と同様な安全協定の締結を引き続き求めていく考えである。知事には、本市のこうした考え方を中国電力株式会社に伝えていただきたい。
- ・有効期限の書き換えを行った公的身分証明書を使用して、島根原子力発電所構内に立ちに入る事案が発生した。市民に不安や不信を与えないよう中国電力株式会社には、先に提出した要請事項に加え、「核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を認識し、島根原子力発電所の核物質防護に万全を期すこと」を求めたい。

○安来市長発言要旨

- ・再稼働を容認とした知事の判断について承知した。
- ・特に、次の2点については、強く要請を行っていただきたい。
 - ①中国電力株式会社に対しては、安全確保に関する最新の知見の反映や設備の整備を速やかに行うなど、安全確保に万全を期すこと。また、地域産業の発展に重要な、安定かつ安価な電気の供給に努めるとともに、周辺地域の企業への工事発注や宿泊施設の利用など、周辺地域の経済発展に貢献すること。
 - ②国に対しては、原子炉設置変更許可など重要な変更が行われる場合、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。あわせて、原子力発電を支える周辺自治体が行う地域振興の取組に対し、国の財政支援を拡充すること。

○雲南市長発言要旨

- ・再稼働を容認とした知事の判断について承知した。
- ・中国電力株式会社に対しては、安全確保を大前提に、再稼働までの各段階においても引き続き丁寧な情報提供を求めるとともに、安全対策については、設備面の対応だけでなく、人的な対応による安全文化の醸成に取り組むことを求める。
- ・国に対しては、原子力災害対策への支援の充実を図るとともに、再生可能エネルギー等の技術開発・導入の促進などにより、できる限り早期に転換が図られるよう取組を求める。
- ・県においても、安全確保に関わる点、あるいは災害対策の充実に対して、引き続き支援いただきたい。

○知事発言要旨

- ・今後、中国電力株式会社と国に回答する際には、3市の意見についても届けることとしており、先方には適切に対応するよう伝える。
- ・出雲市長から意見のあった島根原子力発電所への不適切入域については、本年5月22日に島根原子力発電所を視察した際、中国電力株式会社に対し、原因究明と再発防止の徹底を求めた。

また、原子力規制庁長官に対しても、規制当局として中国電力株式会社が講じる改善措置を原子力規制検査の中でしっかりと確認するよう求め、長官からは、検査制度の下で、事業者の保安活動等に緩みが出ないように、目を光させていくとの回答があり、法律に基づく厳格な規制のもとに、再発防止対策が講じられることを確認している。

出雲市長から意見をいただいたので、中国電力株式会社に対する要請事項の3番目「組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化」に「核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を認識し、核物質防護に万全を期す」ことを加えたい。

2. 「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく県からの意見照会及び市の回答について 資料2

知事の再稼働判断を踏まえ、改めて県から意見照会がありましたので、令和4年3月25日付で県に回答した本市の意見を基本としつつ、中国電力株式会社に対する要請事項の6番目に次の事項を追加して回答します。

「6. 核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を再認識し、島根原子力発電所の核物質防護に万全を期すこと。」

3. 今後の市の対応

- ・国、県及び中国電力株式会社への本市の要請事項の対応状況を注視していきます。
- ・安全協定に係る取組については、引き続き安来市、雲南市と連携し取り組みます。
- ・実践的な避難訓練の実施や、避難ルートや避難先等を記載した地区別のパンフレットを作成・配布などを通して、広域避難計画の更なる実効性向上を図ります。

中国電力への要請事項（案）

1. 設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査の状況等を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下、関係自治体という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 常に最新の知見を取り入れるなど、島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。
また、万が一事故が発生した場合には、十分な賠償を行うこと。
3. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮すること。
4. 突発的な武力攻撃の発生に備え、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止するとともに、平時から体制の確認・徹底に努めること。
5. 汚染水対策について引き続き適切に実施すること。
6. 使用済燃料の処理・処分に事業者として責任を持って適切に対応すること。
7. 多様な電源構成を目指すために電力事業者として再生可能エネルギーの導入・技術開発に一層取り組むこと。
8. 周辺地域を含めた地元企業への工事発注や宿泊施設の利用など、地域振興に特段の配慮をすること。
9. 原子力防災対策については、平時から関係自治体と連携を図り、積極的な協力をを行うなど、事業者として必要な取組を継続して行うこと。
10. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

原子力規制委員会への要請事項（案）

1. 常に最新の知見を規制基準に反映させるなど、原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。
2. 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査を厳格に行うこと。
3. 日常の原子力規制検査を厳格に行うこと。

検査に当たっては、検査官の質を高めるとともに、中国電力における過去の不適切事案を念頭に、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といったあらゆる面においてルールどおり行われているか、隨時書類の確認や会議の傍聴を行うなど中国電力の緊張感に緩みが出ないよう対処すること。

内閣府への要請事項（案）

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力をを行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。

内閣官房への要請事項（案）

1. ロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。
については、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。
2. 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。
また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
3. 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

経済産業省への要請事項（案）

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。
また、原子力防災対策が必要な区域が 30 キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。



原 第 123 号
令和4年6月2日

出雲市長 飯塚 俊之 様

島根県知事 丸山達也
(防災部原子力安全対策課)

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』
に係る覚書」に基づく意見について（照会）

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所2号機の再稼働については、貴市をはじめとする
関係自治体のご意見、島根県議会のご意見などを踏まえ、総合的に判断した
結果、現状においてはやむを得ないと考え、容認することといたしました。

したがって、中国電力に対しては、今後、「島根原子力発電所周辺地域住民
の安全確保等に関する協定」第6条に基づく事前了解を行うこととし、国に
対してはその後、中国電力に事前了解を行った旨を回答することといたします。

また、中国電力及び国に対し、別紙の事項を要請する考えです。

つきましては、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協
定』に係る覚書」に基づき、貴市のご意見をお聴かせいただきますようお願
いいたします。

(案)

防 災 第 224 号
令和4年(2022)6月7日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯 塚 俊 之
(防災安全部防災安全課)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

このことについて、令和4年6月2日付、原第123号で依頼のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

島根原子力発電所2号機の再稼働に係る県の判断は、本市の意見を踏まえたものと思料します。

なお、市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう改めて要請します。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を再認識し、島根原子力発電所の核物質防護に万全を期すこと。
7. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
8. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
9. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。
2. 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルートの多重化）、複合災害時の対策、感染症などへの対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知、理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講じること。

【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、U P Z の区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等にあたっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。また、中国電力株式会社が、過去に不適切事案を発生させたことを踏まえ、日常の原子力規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。
3. 国のエネルギー政策として、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上、環境への適合を図るため、再生可能エネルギーの普及促進を加速させるとともに、将来的には原子力発電への依存度を可能な限り低減させ、持続可能な電源確保に向けた取組を着実に進めること。
4. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等の取組を加速させるとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国及び電力事業者の責任において、着実かつ早期に進めること。
5. 国のエネルギー政策、原子力発電の安全対策及び避難対策について、今後も引き続き、自治体等の要請に応じて説明を行うこと。
6. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強め、原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進すること。
7. 原子力発電所の周辺地域においても原子力防災対策に必要な財源を措置すること。